

令和7年度第1回亀山市コンプライアンス委員会 会議録

- 1 日 時 令和8年2月13日（金）午後3時30分から
- 2 場 所 亀山市役所西庁舎3階 第7会議室
- 3 出席者 （亀山市コンプライアンス委員会委員）
小林 明子委員長、岡村 光洋委員、田中 亜紀子委員
（事務局）
総務財政部総務課 宮村課長、同課法務統計グループ 荒木主幹
（兼）GL、西主査

4 会議の概要

- （1）令和7年度亀山市職員コンプライアンス推進週間の実施及び結果について
- （2）令和7年度職員のコンプライアンス実態調査アンケートの結果報告について
- （3）亀山市職員コンプライアンス条例の規定に基づく働きかけ行為の内容の記録及び報告について
- （4）亀山市内部公益通報の処理に関する要綱について
- （5）その他

5 会 議 録

事務局	定刻より少し早いですが、令和7年度第1回亀山市コンプライアンス委員会を開会させていただきます。 本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。 私、総務課長の宮村でございます。よろしくお願いいたします。事務局の方ですけれども、自己紹介をさせていただきます。法務統計グループのグループリーダーの荒木、担当の西でございます。よろしくお願いいたします。 本日、委員全員が出席いただいておりますので、亀山市職員コンプライアンス条例施行規則第6条第2項の規定によりまして、会議が成立することを申し添えいたします まず、はじめに、小林委員長から一言御挨拶いただきたいと存じます。
委員長	【挨拶】
事務局	ありがとうございました。 それでは、ここからは、亀山市職員コンプライアンス条例施行規則第6条第1項の規定によりまして、委員長に委員会の議長をお願いいたします。委員長、よろしくお願いいたします。

委員長 それでは、早速ですけれども、事項書に基づき会議を進めたいと思います。事項書１の「令和７年度亀山市職員コンプライアンス推進週間の実施及び結果について」、それから事項書２の「令和７年度職員のコンプライアンス実態調査アンケートの結果報告について」、これを一括して事務局の説明を求めます。

事務局 【事項１及び事項２について説明】

委員長 ただいまの説明で、何か御質問等ございましたら御発言いただきたいと思います。

田中委員 ２点お伺いしたいと思います。
 アンケートの回答方法なんですが、令和６年度と令和７年度はＬｏｇｏフォームっていうことで、令和５年度は違ったんですか？

事務局 市の採用しているグループウェアシステムの中のアンケート機能を使っておったんですけども、令和６年度からシステムが新しいものに変わりまして、そういった機能がないため、Ｌｏｇｏフォームを使う形に変更となったところです。

田中委員 ありがとうございます。資料２の自由記述の一番最後のところでアンケートの回答が難しいという御意見がありましたので確認させていただきました。

 ２点目が、コンプライアンスといった場合、市民から見た場合っていうのは、正規の職員と非常勤職員の区別がつかないと思いますので、調査対象で臨時又は非常勤の職員を除くっていうのは少し気になったんですが、これは何か事情があったんですか？

事務局 旧システムが正規職員以外は回答できない環境であったんですが、Ｌｏｇｏフォームはできるということになるので、ちょっとこれは検討が必要かと思います。

委員長 毎年実施していただいてよく理解しているっていう意見が基本的には多くなっているということで、成果が見られると思うんですけども、一方で、全く理解していないとかそういった方たちもみえるわけで、そういった方たちがどういったところにいるのかとか、今後の推

進の仕方について今までと同じでいいのかとかですね、その辺は検討していただけるっていうことでよろしいでしょうか？

事務局 このアンケート等ですね、令和３年から始めて５年が経っておりまして、新たな取組といたしますか、そういったことは考えていかないといけないということは思っておるところなんですけども、どういう手法とか細かいところまではまだ詰められていないところがございます。研修については階層別で年１回行ってますので、そういったところでどこまで効果があるかっていうのは、この結果で見ていきたいと思っております。

委員長 研修は、全員参加ですか？

事務局 階層別といたしますか、職務の級に応じてになります。

委員長 理解されていない方っていうのは、比較的若い方になるわけですか？

事務局 そこまで分析ができておりません。

委員長 浸透していないところを重点的に力を入れていただくこともいいのかなと思うんですけれども、既に取組の中で各課における取組っていうところでコンプライアンスハンドブックを活用して、っていうことは全員だと思うんですけれども、そういったところで意見交換とかされているっていうことなので、なぜ把握していないっていう回答になるのかなって気になりました。私はこの前も委員を務めさせていただいて、去年もこのハンドブックについては、どのようなものなのかが分からなかったので見せてくださいと言っていたんですけれども、そのハンドブックっていうのがどれくらい充実しているのかっていうのがそれを見せていただいたらこちらにもまた意見が出てくるかもしれないので、検討していただけたらと思います。

委員長 ここまでで、他の御意見よろしいですか？

それでは、引き続きまして、事項書３の「亀山市職員コンプライアンス条例の規定に基づく働きかけ行為の内容の記録及び報告について」事務局に説明を求めます。

事務局 【事項 3 について説明】

委員長 ただ今の説明に御質問等ございましたら、御発言いただきたいと思
います。

田中委員 事情が分からないのでお伺いしたいんですけれども、件数自体は記
録されるんですけれども、実際のその案件については、何かしらの指
導等はあるんですか？働きかけ行為がありました、じゃあ記録します
っていう記録だけで終わるのか、いわゆる市議会議員さんが結構やっ
てますけども、これは働きかけ行為なんだから駄目なんだと誰かが連
絡されるんですか？

事務局 実際はですね、働きかけ行為っていう形で挙がってるんですけども、
内容としては、全然働きかけ行為に該当しないような、自治会からこ
ういう話があったのと議員が言うだけで届けがあったりしま
すので、実際こちらで検討すると、市長まで決裁を回すんですけども、
これは働きかけ行為に当たらないよねということでそのまま終わって
しまうということがほとんどです。

田中委員 働きかけ行為かもと職員さんが認識したということ自体はそうなん
だけども、内容を確認するとそんなものではなかったというイメージ
ですね、分かりました。

委員長 そのほかにございますでしょうか？

そうしましたら、次に進みたいと思います。事項書 4 の「亀山市内
部公益通報の処理に関する要綱について」事務局から説明してくださ
い。

事務局 【事項 4 について説明】

委員長 ただ今の説明に御質問等ございましたら、御発言いただきたいと思
います。

田中委員 第 6 条の配偶者というのは、亀山市は、同姓カップルは含まれるん
ですかね？事実上の婚姻関係っていうところに同性婚が含まれるの
か、想定されているのかってところが少し気になりました。
あと、第 5 条のところの（５）のところだけ「理解させること」っ

ていうすごく単語が厳しいんですよ。同意を得ることと理解させることってというのは実際の運用においては、何か文書をとるんですかね？
どうするのかなっていうのが気になりました。

事務局 こちらは、制定したところで細かい点については、実際に運用する中で整理をしていきたいと考えております。

委員長 他市もこのような表現が多いんですか？

事務局 同様の時期に色んな自治体がこういった要綱を制定しているんですけども、消費者庁が各自治体にこういった要綱を作ってくださいねというモデルケースを周知しておりまして、基本的にはそれに準じた規定になっております。

委員長 要綱について、御質問、御意見よろしいでしょうか？
ないようですので、最後に事項書5のその他ですけれども、せっかくの機会ですし、委員の皆様から何かございましたら御発言いただきたいと思います。
よろしいでしょうか？
それでは、本日の議題について、全て終了いたしました。事務局の方から何かよろしかったでしょうか？

事務局 特にございませぬ。

委員長 それでは、令和7年度第1回亀山市コンプライアンス委員会を閉会したいと思います。お疲れ様でした。